

資料5 リスク（役割）分担

段階	種類	内容	指定管理者	泉佐野市
募集段階	募集手続	募集要項等、市作成書類に関するもの		○
		申請書等、指定管理者作成書類に関するもの	○	
	申請費用	申請に係る費用の負担	○	
共通	法令等変更	事業運営に影響のある法令の変更	協議	
		事業運営に影響のある市条例の変更		○
	税制変更	指定管理者の利益に関わる税制度の新設、変更	○	
		上記以外の税制度の新設、変更		○
		租税公課の改定に伴う経費の増	○	
	住民対応	本業務に対する（市長の指示に起因する）反対運動等		○
		指定管理者が行う業務に関する苦情等	○	
	第三者賠償	指定管理者の責めに帰する事由のもの	○	
		上記以外のもの		○
	事業の中止、延期	市長の指示、議会の不承認等による本事業の中止、延期		○
		上記以外の事由による本事業の中止、延期（不可抗力リスクを除く）	○	
		指定管理者の事業放棄、破綻	○	
	不可抗力	不可抗力（天災等）による事業の変更、中止		○
		不可抗力（天災等）による第三者に与えた損害		○
		不可抗力（天災等）による市整備の建物、設備の損害		○
		第三者の行為から生じたもの	協議	

段階	種類	内容	指定管理者	泉佐野市
共通	支払遅延	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害		○
		指定管理者が他業者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
	準備行為	管理業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練、研修等の実施その他の準備行為	○	
	業務引継ぎ	指定期間の終了又は指定の取消に伴う業務引継ぎ	○	
維持管理	業務内容の変更	市長の指示による事務内容、用途の変更によるもの		○
		上記以外の要因による事務内容、用途の変更によるもの	○	
	施設損傷	1件につき建物設備修繕等（消費税含 50 万円以下のもの）	○	
		1件につき建物設備修繕等（消費税含 50 万円超のもの）		○
		管理上の瑕疵による施設、機器等の損傷	○	
	性能	指定管理者の実施する業務内容が市長の要求水準に達しないことによるもの	○	
運営	業務内容の変更	市長の指示による事業内容、用途の変更によるもの		○
		上記以外の要因による事務内容、用途の変更によるもの	○	
	関連事業等	市の実施する事業及び広報業務への協力	○	
		自主事業、企画提案事業、その他事業の運営に関するもの	○	
	性能	指定管理者の実施する業務内容が委員会の要求水準に達しないことによるもの	○	

段階	種類	内容	指定管理者	泉佐野市
運営	運営コスト	市長の指示による業務内容、用途の変更等に起因する業務量及び運営費の増大		○
		市長の指定する団体の参画等に起因する業務量及び運営費の増大		○
		インフレ等物価変動によるもの	○	
		金利の変動によるもの	○	
		上記以外の要因による業務量及び運営費の増大	○	
		光熱水費、トイレ汲取り費、駅舎共益費、草刈費等の諸経費	○	
		1件につき備品修繕等（消費税含 50 万円以下のもの）	○	
		1件につき備品修繕等（消費税含 50 万円超のもの）		○
		印刷製本費、用紙代、文具費、燃料代、電話料金、郵便料金等の諸経費	○	
		各自転車置場案内看板（同時委託の放置自転車等対策啓発・案内看板を含む）の新規作成・修繕費	○	
		消火設備器具の管理・点検（消防法令の点検を含む）・購入（交換）等の諸経費	○	
		業務に必要な車両等の諸経費	○	
		利用者アンケート・モニタリング調査の諸費用	○	
		泉佐野レンタサイクルの管理経費（市政策による拡大を含む）	○	
		各自転車置場の集金ポスト製作設置費・維持管理費用	○	
		国及び府、市の交通安全対策活	○	

段階	種類	内容	指定管理者	泉佐野市
運営	運営コスト	動についてのポスター掲示・各駐輪場等での啓発物品配布等の協力（市から依頼があった場合）についての経費		
		施設賠償責任保険の加入費用	○	
		自主事業、企画提案事業、その他事業の運営費用	○	
		資金調達の遅延、困難等によるもの	○	
	個人情報の漏えい	市長の指示もしくは指導の不備又は錯誤によるもの		○
		指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの	○	
	資料等の破損	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	協議	
終了時の 手続関連	原状回復	指定期間の終了又は指定の取消に伴う管理物件の原状回復に伴うもの	○	
	終了手続	指定期間の終了又は指定の取消に伴う諸費用	○	

※上記表に記載のない事項については、協議し決定する。